

令和2年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告に
ついて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

令和2年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内			不用額	翌年度繰越額に係る繰越たの購入額に要する限度	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	建設改良費	11,566,000	4,400,000	7,166,000	0	0	7,166,000	0	0	本工事は、配水管の新設工事であるが、施工箇所に近接する栗野水処理センターの災害復旧工事と調整を図ったことにより、繰越しとすることである。
			47,933,000	17,100,000	30,833,000	0	0	30,833,000	0	0	本工事は、配水管の布設替工事であるが、掘削後想定外の配管が確認され、その確認作業に不測の日数を要した。これにより、年度内完成が困難となったため、繰越しとすることである。
			10,477,000	0	10,477,000	0	8,900,000	10,477,000	0	0	本工事は、道路改良工事の進捗に合わせて配水管を新設する工事であるが、道路改良工事が繰越しになったことから、年度内完成が困難となったため、繰越しとすることである。
			7,446,000	2,500,000	4,946,000	0	0	4,946,000	0	0	本工事は、配水管の布設替工事であるが、掘削後想定外の配管が確認され、その確認作業に不測の日数を要した。これにより、年度内完成が困難となったため、繰越しとすることである。
			5,912,000	2,100,000	3,812,000	0	0	3,812,000	0	0	本工事は、圃場整備により支障となる配水管を、圃場整備工事の進捗に合わせて布設替するものである。圃場整備工事が年度内に完成することができず、年内、本工事を繰越しとすることである。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額を算入するに要する資産の限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1	建設改良費	笹原田配水管 布設替工事	11,885,000	0	11,885,000	0	0	11,885,000	0	0	本工事は、圃場整備により支障となる配水管を、圃場整備工事との進捗に合わせて布設替するものである。圃場整備工事が年度内に完成することができないため、本工事を繰越しとすものである。
		第5浄水場第2取水井設備工事	35,890,000	13,100,000	22,790,000	0	22,700,000	90,000	0	0	本工事は、取水井に設備を設置する工事であるが、別工事の建築との調整が必要となり、不測の日数を要した。これにより、年度内完成が困難となったため、繰越しとすものである。
		第1浄水場更新に伴う造成 第2期工事	83,980,000	9,500,000	74,480,000	0	0	74,480,000	0	0	本工事は、第1浄水場更新に伴う場内の造成2期工事であるが、別工事の第1浄水場車庫及び砕石置場建築工事の建築工事との調整が必要となり、造成工事の着手に遅れが生じた。これにより、年度内完成が困難となったため、繰越しとすものである。
		第5浄水場第2取水井工事 施工監理業務委託	1,650,000	0	1,650,000	0	0	1,650,000	0	0	本委託は、第5浄水場第2取水井工事の施工監理業務委託であるが、建築工事に不測の日数を要し、設備工事の年度内完成が困難となり、繰越しとすため、本業務委託も併せて繰越しとすものである。